

# 令和元年度 第2回厚木市労働報酬審議会 次第

【日時】 令和元年9月17日(火) 午前10時  
【場所】 厚木市役所 本庁舎3階 第一会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 案件

### (1) 令和2年度労働報酬下限額について

ア 労働報酬下限額(工事)案について . . . . . **資料1-①**

**資料1-②**

イ 労働報酬下限額(委託等)案について . . . . . **資料2-①**

**資料2-②**

### (2) その他

## 4 閉 会

## 労働報酬下限額(工事)案について

資料 1-①

- 市が発注する予定価格 1 億円以上の工事の請負契約に係る労働報酬下限額（厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号）

農林水産省及び国土交通省が決定した令和 2 年度の神奈川県における公共工事設計労務単価(以下「設計労務単価」という。)を 8 で除して得た額(1 円未満の端数がある場合は切り上げる。)に 100 分の 90 を乗じて得た額とする(1 円未満の端数がある場合は切り上げる)。

- 十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されていない業種は、全国平均値(全国平均値が公表されていない場合は、直近年度に設定された当該業種の設計労務単価に、他都道府県の同業種における増減率平均を乗じて得た額(1 円未満の端数がある場合は切り上げる。))を令和 2 年度の設計労務単価とみなす。
- 見習い、手元等の労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等は、厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する労働者等にして支払われるべき令和 2 年度の労働報酬下限額と同額とする。

※現時点では令和元年度の単価で計算しています。

(単位:円)

公共工事設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額				
業種	令和元年	1時間当たり	80%	85%	90%	95%	100%
特殊作業員	24,400	3,050	2,440	2,593	2,745	2,898	3,050
普通作業員	21,100	2,638	2,111	2,243	2,375	2,507	2,638
軽作業員	14,800	1,850	1,480	1,573	1,665	1,758	1,850
造園工	20,700	2,588	2,071	2,200	2,330	2,459	2,588
法面工	25,400	3,175	2,540	2,699	2,858	3,017	3,175
とび工	27,100	3,388	2,711	2,880	3,050	3,219	3,388
石工	27,200	3,400	2,720	2,890	3,060	3,230	3,400
ブロック工	25,100	3,138	2,511	2,668	2,825	2,982	3,138
電工	23,500	2,938	2,351	2,498	2,645	2,792	2,938
鉄筋工	25,600	3,200	2,560	2,720	2,880	3,040	3,200
鉄骨工	25,400	3,175	2,540	2,699	2,858	3,017	3,175
塗装工	27,900	3,488	2,791	2,965	3,140	3,314	3,488
溶接工	30,600	3,825	3,060	3,252	3,443	3,634	3,825
運転手(特殊)	24,700	3,088	2,471	2,625	2,780	2,934	3,088
運転手(一般)	21,100	2,638	2,111	2,243	2,375	2,507	2,638

公共工事設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額				
業種	令和元年	1時間当たり	80%	85%	90%	95%	100%
潜かん工	29,700	3,713	2,971	3,157	3,342	3,528	3,713
潜かん世話役	35,100	4,388	3,511	3,730	3,950	4,169	4,388
さく岩工	29,600	3,700	2,960	3,145	3,330	3,515	3,700
トンネル特殊工	30,900	3,863	3,091	3,284	3,477	3,670	3,863
トンネル作業員	24,000	3,000	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000
トンネル世話役	32,300	4,038	3,231	3,433	3,635	3,837	4,038
橋りょう特殊工	29,500	3,688	2,951	3,135	3,320	3,504	3,688
橋りょう塗装工	30,800	3,850	3,080	3,273	3,465	3,658	3,850
橋りょう世話役	33,200	4,150	3,320	3,528	3,735	3,943	4,150
土木一般世話役	25,100	3,138	2,511	2,668	2,825	2,982	3,138
高級船員	29,100	3,638	2,911	3,093	3,275	3,457	3,638
普通船員	23,000	2,875	2,300	2,444	2,588	2,732	2,875
潜水士	39,800	4,975	3,980	4,229	4,478	4,727	4,975
潜水連絡員	27,100	3,388	2,711	2,880	3,050	3,219	3,388
潜水送気員	26,700	3,338	2,671	2,838	3,005	3,172	3,338
山林砂防工	26,900	3,363	2,691	2,859	3,027	3,195	3,363
軌道工	43,400	5,425	4,340	4,612	4,883	5,154	5,425
型わく工	25,600	3,200	2,560	2,720	2,880	3,040	3,200
大工	25,300	3,163	2,531	2,689	2,847	3,005	3,163
左官	26,600	3,325	2,660	2,827	2,993	3,159	3,325
配管工	21,700	2,713	2,171	2,307	2,442	2,578	2,713
はつり工	24,800	3,100	2,480	2,635	2,790	2,945	3,100
防水工	27,100	3,388	2,711	2,880	3,050	3,219	3,388
板金工	26,900	3,363	2,691	2,859	3,027	3,195	3,363
サッシ工	24,900	3,113	2,491	2,647	2,802	2,958	3,113
内装工	27,700	3,463	2,771	2,944	3,117	3,290	3,463
ガラス工	24,600	3,075	2,460	2,614	2,768	2,922	3,075
建具工	24,000	3,000	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000
ダクト工	21,600	2,700	2,160	2,295	2,430	2,565	2,700
保温工	22,600	2,825	2,260	2,402	2,543	2,684	2,825
設備機械工	23,000	2,875	2,300	2,444	2,588	2,732	2,875
交通誘導員A	15,100	1,888	1,511	1,605	1,700	1,794	1,888
交通誘導員B	13,200	1,650	1,320	1,403	1,485	1,568	1,650

## 公共工事設計労務単価が設定されない場合の算出の一例

### 1 全国平均値が公表されている場合

全国平均値が公表されている場合は、その額を使用し、労働報酬下限額を決定します。

### 2 全国平均値が公表されていない場合

令和2年度の公共工事設計労務単価の職種で、労務単価の設定がされている都道府県と設定されていない都道府県がある場合は、全国平均値が公表されないため、直近年度に設定された公共工事設計労務単価に他都道府県の増減率平均を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は切り上げる。）を令和2年度の公共工事設計労務単価と見做して、労働報酬下限額を決定します。



令和元年度

タイル工

神奈川県 23,500円
-----------------

×

タイル工

長野県	21,600円 (H31.2)
	21,000円 (H28.2)

≒

24,172円
---------

## 労働報酬下限額（委託等）について

神奈川労働局長は、神奈川県最低賃金（以下県最低賃金）を 28 円（2.85%）引き上げ、時間額を 1,011 円にすることを決定し、令和元年 8 月 31 日に官報公示を行いました。

県最低賃金は、毎年、10 月 1 日に改定があるため、1 年後の県最低賃金を見据えて労働報酬下限額を決定しないと、年度途中で労働報酬下限額と県最低賃金が逆転してしまう可能性があります。

労働報酬下限額が県最低賃金額を下回ってしまうことは労働環境の整備等をもって地域経済の健全な発展に寄与する目的で制定した公契約条例上、好ましくないと考えることから、次のように労働報酬下限額を算出します。

県最低賃金が令和元年 10 月 1 日に改定され 1,011 円となります。

この最低賃金に 2.8% から 2.85% 引き上げられると想定すると、次のようになります。

令和 2 年 10 月 1 日以降 神奈川県最低賃金（想定）

$$\begin{aligned} & \underline{1,011 \text{ 円 (令和元年度県最低賃金)} + 2.8\% \sim 2.85\%} \\ & \underline{\underline{= 1,039 \sim 1,040 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

### 【案 1】

県最低賃金の上昇額と同様に 28 円を加算する。

$$\underline{1,016 \text{ 円 (令和元年度労働報酬下限額)} + 28 \text{ 円} = 1,044 \text{ 円}}$$

### 【案 2】

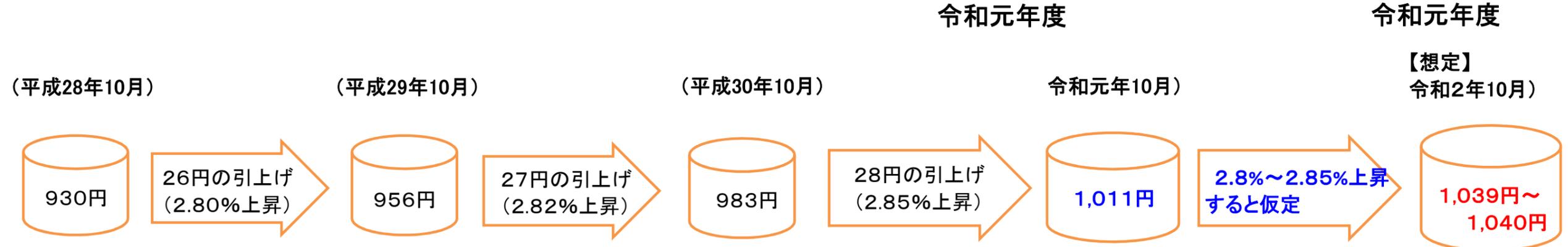
県最低賃金の上昇率と同様に 2.85% を引き上げる。

$$\underline{1,016 \text{ 円 (令和元年度労働報酬下限額)} + 2.85\% = 1,045 \text{ 円}}$$

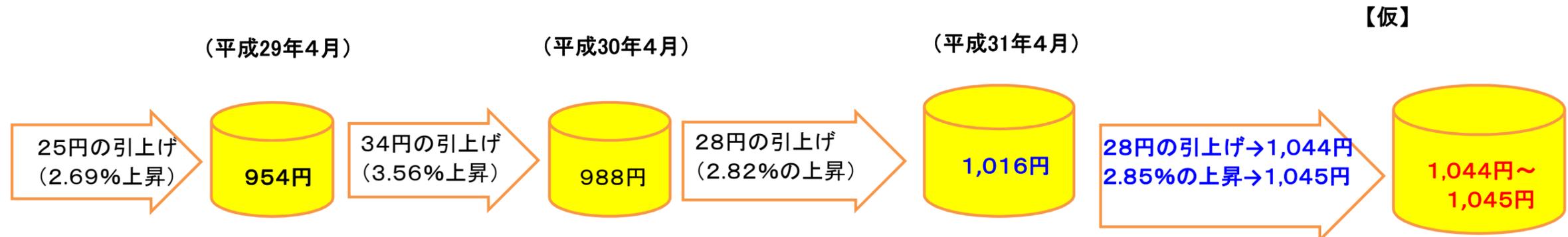
# 労働報酬下限額(委託等)の推移

資料 2-②

神奈川県最低賃金



労働報酬下限額



## 最低賃金・厚木市労働報酬下限額 比較

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
神奈川県最低賃金		868円	887円	905円	930円	956円	983円	1,011円
厚木市労働報酬下限額	882円	894円	911円	929円	954円	988円	1,016円	

## 【参考】

川崎市	907円	907円	910円	928円	964円	995円	1,025円	1,056円
相模原市	885円	890円	909円	927円	962円	1,000円	1,029円	